

デイサービスセンターわかくさ運営規程

(事業の目的)

第1条 この事業所が行う指定通所介護の事業は、要介護状態等となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

(運営方針)

第2条 運営方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定通所介護は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
- (2) 事業者自らその提供する指定通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
- (3) 指定通所介護の提供に当たっては、通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行う。
- (4) 指定通所介護の提供に当たる従業者は、指定通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- (5) 指定通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。
- (6) 指定通所介護は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。特に、痴呆の状態にある要介護者等に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整える。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 この事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 デイサービスセンターわかくさ
- (2) 所在地 山梨県南アルプス市鏡中條1642-2

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 この事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名(兼務)
管理者は、通所介護計画の作成及び説明を行うほか、従業者の管理、指定通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
- (2) 生活相談員 1名(専任) 2名(兼任)
生活相談員は、生活指導その他の指定通所介護の提供に当たる。
- (3) 看護職員 1名
看護職員は、看護その他の指定通所介護の提供に当たる。
- (4) 介護職員 4名以上
介護職員は、介護その他の指定通所介護の提供に当たる。
- (5) 機能訓練指導員 1名(看護職員と兼務)
機能訓練指導員は、機能訓練指導その他の指定通所介護の提供に当たる。
- (6) 運転手 2名
運転手は、送迎業務に当たる。
- (7) 調理員 調理業務がない間は配置せず。

(営業日、営業時間等)

第5条 営業日、営業時間及びサービス提供時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、日曜日、12月31日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。(但し希望により午前8時から午後8時まで対応可)
- (3) サービス提供時間 午前8時45分から午後5時00分までとする。

(利用定員)

第6条 利用定員は、30人とする。

(指定通所介護の内容)

第7条 この事業所が行う指定通所介護は、単独型通所介護とし、その内容は、次のとおりとする。

- (1) 生活指導(相談・助言)
利用者及び家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言を行う。
 - ア 日常生活動作に関する訓練の相談、助言
 - イ 福祉用具の利用法の相談、助言

ウ 住宅改修に関する情報提供

エ その他必要な相談、助言

(2) 機能訓練

利用者が日常生活を営むのに必要な機能の改善、減退を防止するための訓練並びに、心身の活性化を図るための各種サービスを提供する。

ア 日常生活動作に関する訓練

イ アクティビティサービス

ウ グループワーク

エ 体操

オ 趣味活動

カ 行事的活動

(3) 介護サービス

日常生活動作能力に応じて、必要な介助を行う。

ア 排泄の介助

イ 移動の介助

ウ その他必要な身体の介助

エ 養護（休養）

(4) 介護方法の指導

ア 家族への介護方法の指導（随時）

(5) 健康状態の確認

(6) 送迎

送迎を希望する利用者については専用車両により送迎を行う。また、必要に応じて送迎車両への昇降及び移動の介助を行う。

(7) 給食サービス

ア 準備、後始末の介助

イ 食事摂取の介助

ウ その他必要な食事の介助

エ 調理（外部業者委託の間は実施せず）

(8) 入浴サービス

居宅における入浴が困難な利用者に対して、必要な入浴サービスを提供する。

I 入浴形態

ア 一般浴槽による入浴

イ 特殊浴槽による入浴

II 介助の種類（必要に応じて行う）

- ア 衣類の着脱
- イ 身体の清拭、洗髪、洗身
- ウ その他必要な介助

(利用料その他の費用の額)

第8条 指定通所介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定通所介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割又は2割相当の額とする。但し、利用者又はその家族等の自由な選択により、事業所が提供する次に掲げる便宜の費用については、別に料金の支払いを受ける。

(1) オムツ代 基本的には本人の持参によるが、事業所の物を使用の場合には実費

(2) 食費 600円/日

(3) 前号に掲げるものの他、指定通所介護の中で提供されるサービスのうち、日常生活において通常必要となるものにかかる費用で、利用者が負担することが適当と認められる費用・・・実費

2 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、そのサービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

3 利用料は、当月末締めとし、翌月中に利用者が事業所に支払う。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、南アルプス市全域とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 サービスの利用に当たっての留意事項は、次のとおりとする。

(1) 事業所内では飲酒しないこと。

(2) 喫煙は、定められた場所ですること。

(3) 利用者は従業者の指示に従うとともに、他の利用者に迷惑となる行為を慎むこと。

(緊急時等における対応方法)

第11条 指定通所介護に当たる従業者は、現に指定通所介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに、主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

(非常災害対策)

第12条 管理者は、消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災

害に対処するための計画に基づき、非常災害に備えるため、年1回以上避難、救出その他必要な訓練を行う。

(虐待防止に関する事項)

第13条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第14条 指定通所介護に当たる従業者の資質の向上のために、次のとおり研修の機会を設けるものとする。

- (1) 採用時研修 採用後1か月以内
- (2) 継続研修 年1回以上

2 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

3 従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密をもらすことがないよう、従業者でなくなった後においてもこれらの者の秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容とするものとする。

4 この規程に定めるもののほか、この事業所の運営に関する事項は、社会福祉法人南アールプス市社会福祉協議会と管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する

この規程は、令和5年4月1日から施行する。